

1. 目的

高齢化の進展に伴う医療需要に加えて、新型コロナウイルス等新興・再興感染症や災害の発生時においても患者が身近な地域で安心して医療を受けられる病床を早期に整備するため、医療需要がある圏域について、基準病床数の見直しを行う。

2. 背景

- 今年度病床配分の受付に対し、8つの医療圏より申請が出されたが、区東北部（荒川区・足立区・葛飾区）は、基準病床数を大幅に上回る申請（473床超過）があった。
- 地域の意見として、区東北部の地域医療構想調整会議では、配分申請のあった病床はいずれも地域に必要な病床であり、最大限の配付を要望する意見が出された。
理由）・急速な高齢化に伴う医療需要の増加への対応が必要
・感染症や災害発生時に医療機能を発揮する病床の整備が急務
- これら地域の実情を踏まえ、新興・再興感染症や災害の発生時にも、地域での医療提供体制を確保できるよう、基準病床数の見直しを検討することにした。

3. 見直し方法

- 大学病院等の集積する区中央部に患者が多数流出、特に区東北部と区東部が多い。
- 病床数（7対1入院基本料）や区中央部への患者流出数で比較すると、区東北部は急性期が不足傾向。
- 病床数（回復期リハビリ及び地域包括ケア病棟入院料）や区中央部への患者流出数で比較すると、区東北部及び区東部ともに回復期が不足傾向。
- これらを踏まえ、以下のとおり圏域間の患者流出入調整により、見直しを図る。

対象圏域：「区中央部」、「区東北部」及び「区東部」

対象とする病床機能：「急性期機能（区東北部のみ）」及び「回復期機能」

4. 見直し結果

- 区東北部は、基準病床数を上回る病床配分申請が出されていることから、多くの医療需要があると認められる。区東部は、基準病床数内で配分可能な申請数であった。
- 区東北部については、医療需要等を勘案し、地域に必要な病床整備を行うため、基準病床数の見直しを行う。
- 区東北部の新たな基準病床数は、区中央部との圏域間における患者流出入の調整結果として、区東北部からの流出分の病床数を上限に、今年度申請病床数のうち、基準病床数を超過する病床数473床を付加した病床数とする。

<参考> 検討経過について

- 「令和2年度第2回東京都地域医療構想調整部会（令和3年2月開催）」において、今年度の病床配分申請状況と地域医療構想調整会議で出された意見について報告
- 「令和2年度第3回東京都保健医療計画推進協議会（令和3年3月開催）」において、基準病床数の見直し（案）について協議